

届出保育施設等を利用する方へ

令和7年度

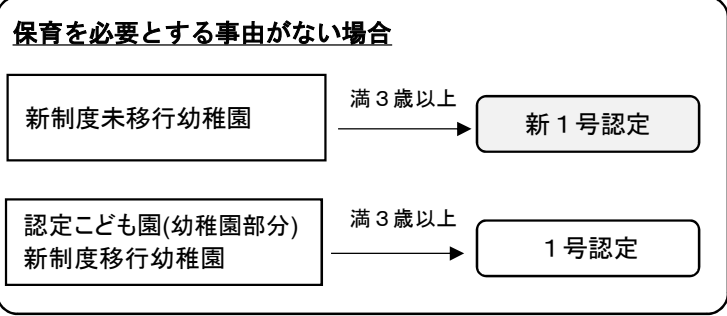
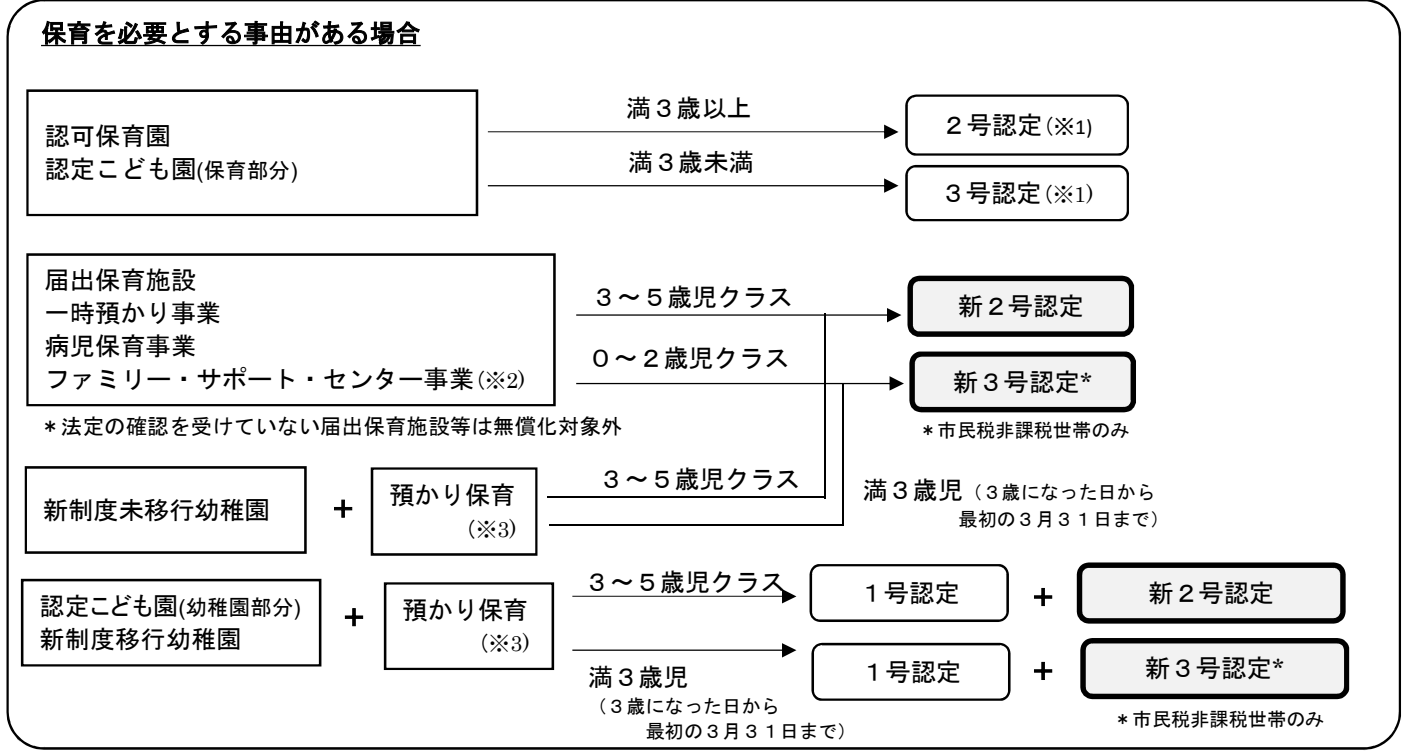
認定について

幼稚園・認可保育所(園)・認定こども園・届出保育施設などを利用する3歳児から5歳児までの児童及び0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の児童の利用料が無償となります。

豊橋市の認定を受けて施設・事業を利用することで利用料が無償(一部上限あり)となりますので、認定を受けていない場合は申請が必要です。 ※ 施設・事業によっては利用料の立替払いが必要です。

なお、認定を受けても、利用する施設・事業の組み合わせや利用内容によっては、無償とならない場合がありますのでご注意ください。

★各施設・事業における認定について



- ※1 2・3号認定を受けた0～2歳児クラスに該当する児童は、市民税非課税世帯又は第2子目以降の児童の場合無償化の対象となります。
- ※2 ファミリー・サポート・センター事業「送迎」のみ利用する場合は、無償化の対象外となります。
- ※3 預かり保育
条件によっては、預かり保育に加え届出保育施設等も無償化の対象となります。

★ 認定の種類及び区分

教育・保育給付認定		施設等利用給付認定	
1号認定子ども	満3歳以上の就学前子ども(2号認定子ども以外)	新1号認定子ども	満3歳以上の就学前子ども(新2号・新3号認定子ども以外)
2号認定子ども	満3歳以上の保育を必要とする事由の認定を受けた就学前子ども	新2号認定子ども	満3歳になって最初の3月31日を経過した、保育を必要とする事由の認定を受けた就学前子ども
3号認定子ども	満3歳未満の保育を必要とする事由の認定を受けた就学前子ども	新3号認定子ども	0歳から満3歳になって最初の3月31日までの間にある、保育を必要とする事由の認定を受けた就学前子ども(市民税非課税世帯に限る)

○認可保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園を利用している場合

すでに1号、2号又は3号の認定を受けていることから、認定申請に係る手続きは不要です。（ただし1号認定で、保育を必要とする事由があり、預かり保育を利用する場合、別途手続きが必要となります。）

- ・ 認可保育園、認定こども園(保育部分)を利用し、2号又は3号認定を受けている場合は、新2号又は新3号(市民税非課税世帯に限る)の認定を受けることができません。

○保育を必要とする事由があり、幼稚園などの預かり保育、届出保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

- ・ 認定の申請手続きを行い、新2号又は新3号(市民税非課税世帯に限る)の認定を受けることで無償化の対象となります。
- ・ 認定こども園(幼稚園部分)や新制度移行幼稚園の預かり保育を利用する場合、1号認定とは別に新2号又は新3号の認定申請が必要となります。
- ・ 新制度未移行幼稚園の預かり保育を利用する場合、新2号又は新3号の認定申請が必要となります。（新1号の認定申請は不要です。）
- ・ 企業主導型保育事業を利用している場合、新2号・新3号の認定を別に受けることはできません。

保育を必要とする事由と認定期間

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けるには、次表の保育を必要とする事由が認められる必要があります。また、事由によって認定期間が異なります。

事由	条件	認定期間(有効期限)
就労	自宅内外で1月64時間以上の労働をしている (目安: 1日4時間以上かつ週4日以上) <u>生計に寄与していないものは認められません。</u>	認定開始日から小学校就学前日まで
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の2か月前から産後8週間経過後の月末まで
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病又は心身に障がいがあり、常に保育できない場合	認定開始日から医師等の作成した市指定の診断書に記載されている期間の末日まで
同居親族等の介護・看護	疾病又は心身に障がいがある同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している場合	
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合	認定開始日から3か月間
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業訓練校などによる職業訓練を受けている (目安: 1月64時間以上)	在学証明書等に記載されている期間
保護者の育児休業	育児休業取得時に、既に保育を必要とする事由の認定を受けて利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 ※両親ともに育児休業を取得している場合は新2号認定及び新3号認定を受けることはできません。	育児休業期間(原則育児休業の対象となる子どもが1歳に達する月まで)

※ その他の理由で保育を希望する場合は、保育課に相談してください。
ただし、「下の子に手がかかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身につけるため」、「友達がいないため」というような理由では保育の必要な事由とはなりません。

注意事項

- ・ 認定を受けた保育を必要とする事由の要件を満たさなくなった場合は、最後に要件を満たした日の翌月以降の認定を受けることができません。
- ・ 世帯や就労状況の変化(労働時間、休職、休業等)などがあった場合は、必ず施設と保育課に連絡してください。
- ・ 新3号認定は、満3歳を迎えた最初の3月31日までが新3号としての認定期間となります。保育を必要としている事由が継続していれば、市が職権により新2号認定に切り替えます。

新2号・新3号認定の申請方法

特定子ども・子育て支援施設(幼稚園などの預かり保育、届出保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)を利用する前に認定申請を行うことを基本としています。

認定の申請を行う場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」にご記入のうえ、申請に必要な書類を添付して提出してください。

(1) 申請書類の配布及び受付場所

配布場所 市役所保育課、預かり保育実施園(幼稚園・認定こども園)、一時預かり実施施設、届出保育施設

提出場所 書類を受け取った施設または利用予定施設

※ 保育施設等の利用や認定に関するご相談は保育課で行います。

(2) 申請の締切り期日

認定を希望する月の前月20日(市役所閉庁日の場合はその前の開庁日)まで

認定の新規又は変更の申請は、前月の20日までに施設へ申し出の上、必要書類の提出をしてください。(20日が豊橋市役所の閉庁日の場合はその前開庁日が期日になります。)期日に遅れた場合は、希望する月からの認定はできません。

※ 上述の締切り期日は、施設から保育課への提出締切りとなります。利用者から施設への提出締切り日は施設によって異なりますので、詳しくは施設に確認してください。

※ 認定開始日を認定の申請を受理した日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。

※ 不足書類がある場合、認定ができないことがあります。締切り期日に間に合うように書類を整え申請してください。

(3) 申請に必要な書類

次の書類を原則として全て揃えて、締切り期日までに提出してください。

世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

① 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」	※申込み児童1人につき1部必要です。
② マイナンバーカードの写し等のマイナンバーがわかる書類	※父母(保護者)の分が必要です。 (マイナンバーカードの写しをご提出できない場合は、マイナンバーが記載されている住民票など、マイナンバーが確認できる書類を提出してください。)
③ 保育を必要とする事由を証明する書類(表A参照)	※父母(保護者)の分が必要です。
④ 在留カードの写し(両面)	※外国籍の方がいらっしゃる世帯のみ提出してください。父母、児童(本人)、児童の兄弟姉妹(全員)及び同居の祖父母(同一敷地内・隣家含む)の分が必要です。
⑤ 「届出保育施設の利用等に係る理由書」	※届出保育施設を新規で利用する場合のみ提出してください。

※保育料算定のため、マイナンバーで所得の確認ができない場合など、追加で書類のご提出をお願いさせていただく場合があります。

保育を必要とする事由を証明する書類等について（Ａ）

事 由	提 出 書 類
就 労	<全ての方> ①「就労証明書」を勤務先で証明していただき提出してください。 <自営業の方> 「事業の状況が確認できる書類」を添付してください。 例）営業許可証、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ等又は直近の確定申告書の写し等。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙（注）及び出産予定日が確認できるページ） （注）：「交付日」「No」「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください 多胎児の場合は、それぞれの母子健康手帳の写しをご提出ください 【新規入園で児童が０～２歳児クラスの場合】 認定期間が終了した後、原則は就労しなければ継続利用はできません。 【新規入園で児童が３～５歳児クラスの場合】 認定期間終了後、下の子の育児に専念することを理由に継続利用はできますが、入所年度内に就労を開始する場合に限ります。
疾病・障がい	② 診断書、身体障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）
介護・看護	② 診断書、身体障害者手帳等の写し（所持している場合）
求職活動	③ 求職活動申立書
就 学	在籍期間がわかる書類（学生証又は在学証明書） 月あたりの授業時間数がわかる書類（時間割）など
その他	<勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を利用している方> 育児休業期間の分かる書類及び④育児休業状況届 <上記以外の方（地方公務員法に基づく育児休業の場合は上記に含む）> ⑤申立書 ※申請時点では下の子の育児に専念してるが、当年度内に下の子が１歳に達する又は法令に基づく育休が終了し、就労の要件を満たすようになる方が対象です。 ※育児休業中の新規認定は、認定を希望する子どもが３歳以上児の場合に限ります。

※**①～⑤**の書類は、すべて市指定の様式になりますのでご注意ください。

「届出保育施設の利用等に係る理由書」について

認可保育所等の利用申込みをせず新2号・新3号認定のみ申請する場合、申請書類に利用申込みを行わなかった理由を添付する必要があります。（ただし、幼稚園の利用者は提出不要です。）

認定通知書について

新2号又は新3号の認定申請の結果、子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号の要件に該当する場合、市から「認定通知書」を送付します。施設等利用費の請求の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

認定の内容に変更があった場合／認定要件を満たさなくなった場合

認定後、以下に該当するようになったときは、施設へ申出の上、書類の提出をお願いします。認定には有効期限がありますので、当初認定を受けた事由に変更が生じ、その後も認定の継続を希望する場合は期日までに変更申請等の手続きを行ってください。

- ① 施設等利用給付認定の「保育を必要とする事由」や「認定期間」が変わるとき
例：求職活動→就労 ／ 就労→妊娠・出産 ／ 就学→就労 など
- ② 家族構成に変更が生じたとき（婚姻・離婚・祖父母等との別居・単身赴任等）
- ③ 保護者の転勤等により代表保護者を変更するとき
- ④ 税を修正、訂正したとき（※新3号認定の方のみ）
- ⑤ 就労先、勤務時間等、就労の状況が変わったとき
- ⑥ 仕事を辞めたとき
- ⑦ 施設の利用を暦日で1か月以上休止するとき
例：里帰り出産のため5月3日から6月2日まで欠席 ／ 療養のため1か月登園できない 等
- ⑧ 施設の利用をやめるとき
- ⑨ その他認定の要件を満たさなくなったとき

申請の前に必ずお読みください

(1) 豊橋市へ転入する場合

豊橋市へ転入し、認定を申請する場合は、速やかに保育課までご連絡ください。

なお、豊橋市外の届出保育施設等を継続して利用する場合であっても、豊橋市において新たに認定を受ける必要があります。

認定を受けるには、認定日において市内に住民登録があることが確認でき、かつ居住していることが条件となります。

(2) 豊橋市外へ転出する場合

豊橋市外へ転出の予定がある場合、速やかに豊橋市保育課までご連絡ください。

なお、豊橋市内の届出保育施設等を継続して利用する場合であっても、転出先の市町村において新たに認定を受ける必要があります。認定申請の手続きは、直接転出先の市町村で行ってください。

(3) 新3号認定を希望する方の市民税課税状況の確認ができない場合

未申告又は課税額証明書の未提出により課税状況の確認ができない場合、新3号の認定申請を行っても認定を受けることはできません。

(4) 税更正等により新3号認定を希望する方の市民税課税状況が変わったとき

税更正等により市民税の課税状況が変わった場合は、認定の可否に影響する場合がありますので、保育課までご連絡ください。

(5) 認定の事由がなくなったとき

前述のとおり、認定を受けている保育の必要な事由がなくなったときは、その日以降の認定を受けることができません。保育を必要とする事由の変更を希望する場合は、必ず期日までに手続きをしてください。認定日の遡及は行いません。認定の事由がなくなったにもかかわらず、変更の申請等を行わず、施設等利用費の給付を受けた場合は、原則事由がなくなった月以降の施設等利用費を返還していただきますのでご注意ください。

(6) 育児休業からの復帰に伴い認定を申請する方

育児休業からの復帰に伴い就労での認定を申請した場合は、復帰予定日までに復職し、復職後速やかに「就労証明証（復帰年月日を記入したもの）」を提出してください。復職されない場合（育児休業の延長など）は保育を必要とする事由に該当なくなり、認定開始日に遡って認定を取り消すことになります。

(7) 長期休園の場合

施設の利用を暦日で1か月以上休止する場合は、その間の利用料を施設に支払うかにかかわらず、原則その期間について施設等利用費の給付はできません。別途書類の提出等が必要な場合がありますので、必ず施設及び保育課に相談してください。

(8) その他

- ・ 保育を必要とする事由の確認は毎年行います。詳しくは別途ご案内します。
- ・ 提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお取りください。
- ・ 虚偽の申請が判明した場合は、原則申請時点に遡って認定を取り消します。